

学位論文題名

日本古代戸籍の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、日本古代の戸籍・計帳史料に関する研究である。日本には8世紀（奈良時代）の戸籍・計帳史料が、かなり大量に現存しており、古代の家族を研究する基礎史料として、きわめて重要なものである。さらには家族の分野のみにとどまらず、広く古代の社会史・政治史・法制史などの諸分野にとっても、貴重な研究素材である。本論文は、この戸籍・計帳史料を分析して、家族史上の、あるいは古代史上の様々な問題を解明しようと試みた。

〔第一編 古代戸籍の基礎的考察〕

第一編は基礎的事実の考察である。

第一に、戸籍に使用されている親族呼称の用字の意味を、「姑」「弟」「娣」などについて考察した。同じ用字でも意味に地域的相違のあることを明らかにした。

第二に、戸籍の中に無姓の女子が存在することを発見し、その女子は母姓を称したことを明らかにした。

第三に、戸の家族構成を分析し、上層・下層の差別が戸の規模に現れること、上層の戸は戸主の直系親族を多数同籍するのに対し、下層の戸は没落・減少の傾向にあることを推定した。

〔第二編 戸籍・計帳研究史概観〕

第二編は戸籍研究史の再検討である。郷戸実態説（戸は家父長に統率された大家族あるいは共同体であるとする説）と郷戸法的擬制説（戸はそのような実態的なものではないとする説）は戸籍研究史上の二大学説として長く対立してきたが、これに関わる主要な見解を整理し、批判した。

まず第一に、郷戸実態説には論証のない想定から議論を出発させる欠陥があることを明らかにした。

そして第二に、郷戸法的擬制説が郷戸実態説のこの欠点を克服したかといえ、決してそうではなく、郷戸法的擬制説にも論証されない想定に基づく欠陥が一層顕著であることを指摘した。特に、法的擬制説の最も有力な仮説として多くの研究者の支持を集めた「歪くひずみ」拡大説について、その非合理を論じた。「歪拡大説」は7～8世紀に人口が爆発的に増大したという想

定を基礎にしているが、この想定は根拠を欠くばかりか、現実的にはありえないことを指摘した。

第三に、郷戸実態説の論証の不備に留意しつつ、個別の論点には優れた成果のあることを見出した。

第四に、以上を踏まえて、両学説の重要な対立点となっていた一つの論点、即ち、夫婦同籍率の問題を取り上げ、独自に分析を試みた。その結果、夫婦同籍率の高低と乳幼児登籍率の高低との間に相関関係があることを見出し、夫婦同籍を徹底しようとする国家の方針にもかかわらず造籍の実際に精粗の差が生まれていること、同籍と同居とは無関係であることを論じた。

〔第三編 籍帳研究史の二つの問題〕

第三編は第二編において提示した私見をさらに展開した。

第一に、「戸」の性格を見極めるうえで研究史上の争点でもある「寄口」を考察し、「寄口」を戸主の女系家族とする説を退けて、戸主と非血縁の下層民とする説を支持し、その論証を行った。「戸」に含まれるこの非血縁者の性格については、なお課題が残されている。

第二に、戸籍の地域的偏差の問題を論じた。戸籍の内容には地域毎に差異がある。その相違点を、女性の名、夫婦同籍率、男女比率などについて検討した結果、差異の生じる単位は「郡」にあることを発見した。従来は差異を「国」のレベルで見ていたため、安易に先進的・後進的の判断が加えられていたが、実際は「国」の下各「郡」毎に、大きな差異が確認できるのである。今までこのことが気付かれなかったのは、「郡」毎の現存史料の量に大きな差があるため、史料の量の多い「郡」の特徴が量の少ない「郡」の特徴を圧倒し、「国」全体の特徴とみなされてしまったからである。この発見に基づき、造籍を行う実務機関が「郡」にあること、「郡」の造籍方針にはそれぞれの独自性があること、郡司の主体的役割を十分に評価するべきであることを主張した。併せて、国内の各郡に共通して見られる特徴もあることを指摘し、その点をあらためて注目すべきであると述べた。

〔第四編 古代籍帳よりみた兄弟相続〕

第四編は戸主の地位が誰に相続されるか、の問題を考察した。戸主は戸の核であるから、この問題は戸の性格を見極めるために重要である。

従来、戸主の地位は嫡子に相続される、と理解されていた。それは古代の法律家の諸説（『令集解』）をそのまま信じていたためである。これを批判し、まず第一に、古代の法律家の説くような「幼少戸主」や「女性戸主」が戸籍には事実上存在しないことを明らかにした。次に、戸籍を分析して、戸主の地位は兄弟相続が原則である、という結論が得られることを論証した。これによって、戸籍制度を古代法律家の説で理解することの危険を指摘し、戸籍自体の分析によって

論証することの重要性を主張した。

なお、戸主の地位の相続の仕方を確認するには、同一地域で作成年次の異なる二つの戸籍を見比べることが必要である、と従来は言われていた。現存の戸籍にはその条件に適うものは無い。しかし、本論文はその分析と証明は現存の戸籍によって十分に果たされる、と判断した。それは当該の問題に限れば、戸主および嫡子に関わる戸内の親族構成は現存戸籍のすべてに同一の特徴が表れているからである。故に、この特徴は作成年次にかかわらず再現されるはずであると判断して、この視角を立論の基礎とした。

〔第五編 庚午年籍と西海道戸籍無姓者〕

第五編は7世紀における戸籍制度について考察した。

第一に、先学によって発見された女子年齢の周期的集中という事実に導かれ、「持統九年籍」（695年の戸籍）が存在する、という新説を提唱した。

第二に、戸籍制度の目的について考察し、その基本は人民の姓を定めること（定姓機能）にあること、姓の取扱いにはカバネ姓と部姓との間に差別があり、カバネ姓の扱いにはきわめて慎重な態度がとられていることを論じた。

〔第六編 身分の台帳としての戸籍〕

第六編は第五編までに論じた諸点を総合し、古代における戸籍の役割について考察した。

第一に、古代法律家の諸説を検討し、父子同貫主義が戸籍制度の支柱をなしていること、父姓の継承が重要な役割を果たしていることを指摘した。

第二に、上層民の戸において父方付貫・夫婦同籍が徹底されていることを明らかにし、父子同貫主義は上層民の戸に強く実現されていることを指摘した。

以上のごとく、本論文は先行研究の成果を批判的に吸収しつつ、戸籍における法的擬制の諸側面を明らかにし、戸籍制度の果たした役割について考察した。

学位論文審査の要旨

主査	教授	河内祥輔
副査	教授	岩田拓郎
副査	教授	井上勝生
副査	助教授	津田芳郎

1. 本論文の意義

本論文は古代の戸籍の研究である。戸籍は家族関係を記載した台帳であり、古代における家族の研究の基本史料である。

本論文は、まず、過去の膨大な研究史を総括することに努力を傾注した。過去の論文を細大漏らさず博搜し、正確に読み解き、それらからすべての成果を吸収しようとする姿勢を貫こうとしており、その作業は誠実に遂行されたと認められる。それが本論文の基礎を固めている。

従って、本論文においては、論者が初めて明らかにしたことと、他の研究者によって既に明らかにされていることとの区別は、常にきわめて明確である。これは本論文のきわめて優れた点である。

研究史の検討の結果、本論文は次のように指摘する。即ち、従来の戸籍の研究には、「論証のない想定」が紛れ込み、論証のない議論の積み重ねになる欠陥が顕著にみられる、と。この指摘は十分に説得的である。そして、ここに本論文は研究の課題を見出したのであり、本論文はその最も大きな関心を「論証」の成否に注ぐことになった。本論文は一貫して次のような原則に固執し続けている。

- (1) 論証のない通念、学説からは出発しない。
- (2) 論証は戸籍史料そのもののみによってなされねばならない。

この原則はまことに正当である。しかし、この原則を貫きえた研究は事実としてごく少ない。本論文はこれに成功したと認められる点において、戸籍研究を飛躍的に前進させたと言い得るであらう。

2. 本論文の成果

本論文における成果は次のような諸点にある。

戸籍の用字、特に親族呼称の語義について、従来のいくつかの誤解を正しているが、これは戸籍研究の基礎的作業として欠かすことのできないものである。

次に、戸の構成員と構成内容に関するいくつかの論点がある。

第一に、戸主の地位の相続についての考察であるが、これは本論文の中においても特に重要な位置にある、と認められる。それは、ここに本論文の独自の論証方法のスタイルの典型がみられ、しかも見事な成功をおさめているからである。従来の通念にとらわれず、戸籍そのものの分析から結論を導こうとする態度は正当であり、その分析方法はそれまで誰も用いなかったもので、独創的であるといえる。論証はほぼ完璧であり、疑問を差しはさむ余地はない。結論として兄弟相続の原則を明らかにしたが、これは古代史の様々な分野にも影響をもたらす成果である。

第二に、夫婦の同籍と別籍の問題、および男女比率等についての考察であるが、これは統計の取りかたが正確である。造籍方針の相違に着目し、戸籍の法的擬制の側面を浮き彫りにしたことは説得的である。また乳幼児登籍率との相関性にまで視野を広げたことは新鮮である。

第三に、「寄口」についての考察であるが、この論証も完成度が高い。およそ考えられる限りのあらゆる可能性について検討が加えられており、実証力の高さを示している。この結論も通説に修正を迫るものである。

次に、姓と定姓に関する論点がある。

第一に、無姓者についての考察であるが、まず、戸籍の中に女子の無姓者を発見した論は、これもまた論証が確かである。兄弟相続論や「寄口」論に共通する独創的な方法がここにもみられる。

第二に、戸籍の定姓機能を主張した考察であるが、無姓者の存在をカバネ姓の重視に結び付け、カバネ姓と部姓の差別に注目したことは、優れた視点であり、論旨に十分の説得力がある。先人により提唱されていた定姓機能論に確証を与えたことの意義は大きい。

次に、7世紀における戸籍の考察がある。これは「持統九年籍」の存在を主張する、という新説に結実した。従来の通説である「持統十年籍」説を修正したものであるが、論旨には十分の説得力が認められる。この結論を導き出す過程で、先学の発見になる女子年齢の周期的集中という現象に再検討を加えているが、統計的处理に新たな視点が加わり、ここにも独自の価値が付加されている。現在、学界においても、この新説は大方の承認を得つつある。

次に、戸籍の作成過程に関して、本論文の最も重要な成果がある。それは、造籍における郡の役割を明確にしたことである。本論文は以上の様々な論点を通して、戸籍の内容に地域的差異があることに注目した。そして、その差異は郡を単位に生まれている、ということを発見するに至った。これは従来の研究の盲点を衝いたものであり、従来の研究が依拠していた立論の基礎を揺るがす意味をもっている。この問題についても論旨は明解であり、その分析には信頼をおくことが

できる。

本論文の以上のような内容と試験の結果に基づき、我々審査委員は全員一致して、本論文が博士の学位を授与するに値すると判断する。